

令和4年度第6回福島地方最低賃金審議会

令和4年8月26日（金）
午前10時00分～
福島合同庁舎3階共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 福島県最低賃金改正答申の異議申出について
- (2) 計量器等製造業にかかる最低賃金改正について
・必要性の有無の審議及び答申

3 閉 会

令和4年度 第6回福島地方最低賃金審議会

会 議 資 料 目 次

(資料No.)	(頁)
1 令和4年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書 (福島県労働組合総連合) ……	1
2 令和4年度計量器該当局一覧 ……	3
3 令和4年度地域別最低賃金答申状況 ……	4

2022年8月24日

福島労働局長 河西直人様

令和4年度(2022年度)福島県最低賃金の改正答申に 対する異議申出書

福島市五月町2-5
福島県労働組合総連合
議長

「福島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、それにもとづき、以下のとおり異議申出を行います。

記

時間額858円とすることは不服であり、せめて、さらに1円以上を引き上げること。

理由

1. 今回の引き上げによっても、労働者が生活できる水準にはなっていません。

私たちは今年度の改定にあたり、福島県の最低賃金について、早期に「時間額1000円」にすることを求めてきました。低賃金のため、働いてもまともな生活がおくれない労働者が増えてきました。現在とはくに、長期化するコロナ禍や急激な物価高騰の影響も加わり、貧困や生活破たんに直面する労働者たちが増えていることから、生活できる水準への引き上げを訴えてきました。

今年度の改正答申では、時間額表記になって以降、最高の引き上げ額となりました。しかし、今回の引き上げ(858円)によっても、労働者が生活できる水準にはなっていません。たとえば、厚生労働省が示す1ヶ月173.8時間(法定労働時間の上限)働いても、月14万9121円にしかありません(年収では178万9452円)。ここから税金や社会保険料等が引かれるのですから、生活できる金額ではありません。よって、さらなる引き上げを求めるものです。

2. 福島県が含まれるDランクの中で、福島県だけが中央最低賃金審議会が示した引き上げ目安金額を上積みしていないため、格差が拡大しています。

私たちは、福島県の隣接県や首都圏との賃金格差の大きさが、労働者の県外流出の大きな要因になっていることを指摘し、格差の是正、全国一律制度の必要性を訴えてきました。とりわけ、原発事故の収束や放射能不安など特別な困難のもとで働く福島県の労働者に、安心して生活できる賃金、子どもを産み育てることができる賃金が保障されなければ、県外に流出する労働者がさらに増えてしまうことへの危惧も訴えてきました。

今年度の改定において、中央最低賃金審議会が示した引き上げ目安金額は、A、Bランク



が 31 円、C、D ランクは 30 円で、そもそも 1 円の差がついていました。それだけに、地域間格差をなくすために、目安に上積みした金額で答申する県が相次ぎました。とくに、福島県が含まれる D ランクでは、福島県以外のすべての県が 1 円～3 円の上積みをしました。D ランクの中では福島県だけが上積みをしていない県になっていることから、格差が拡大しています。この点をふまえ、せめて、さらに 1 円以上の引き上げを求めるものです。

3. 「政府・福島県への要望」について、賛同します。

今年度の改正答申でも、「政府・福島県への要望」が明記されています。新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー、原材料価格の高騰等をふまえた中小企業・小規模事業者への支援策については賛意を示すものです。原発事故からの復興に加え、消費税増税、台風・豪雨被害、震度 6 強地震、新型コロナウイルス、物価高騰など度重なる困難を乗り越えなければならない福島県において、最低賃金の大幅な引き上げのためには、政府による中小企業・小規模事業者に対する抜本的な支援が不可欠と考えるからです。引き続き、私たちも、その実現を求めて、国や県への働きかけをつよめていくことを申し添えます。

4. すべての審議会の公開を重ねて求めます。

福島地方最低賃金審議会では、改正諮問や目安伝達を内容とする審議会までは傍聴ができますが、改正答申を行う審議会と、異議申出を審議する審議会は非公開とされ、傍聴ができません。「率直な金額審議の保障」がおもな理由とされていますが、東北の他県の審議会では、すべての審議会が公開されており、福島だけが公開できない理由にはなりません。審議会の公開については、この間も要請してきましたが、この機会に改めて、すべての審議会の公開を求めるものです。

以上

令和4年度計量器該当局一覧

福島労働局

局	R3県最賃	R3特賃額	特賃額/県最賃	適用労働者数	直近の改定年月日	加重平均額	特賃適用業種
岩手	821	856	104%	2,350	R3.12.29	927	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
福島	828	889	107%	1,852	R4.1.13		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業
茨城	879	932	106%	34,420	R3.12.31		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業
栃木	882	940	107%	7,380	R3.12.31		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、医療用計測器、時計・同部分品製造業
埼玉	956	990	104%	3,500	R3.12.1		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
長野	877	916	104%	56,810	R3.12.29		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業
滋賀	896	939	105%	25,230	R3.12.30		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
兵庫	928	931	100%	1,520	R3.12.1		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

資料出所 労働調査会「令和4年度版 最低賃金決定要覧」

令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	30	920 (889)	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

(資料出所:厚生労働省作成)